

令和2年5月4日

学校臨時休業の延長（5月11日～31日）について

日頃から新宮町の教育行政へのご理解とご協力、ありがとうございます。

児童生徒の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月7日及び8日の二日間、臨時休業を延長しております。このような中、本日、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが決定しました。本町においても、国や県の動向を踏まえ、次のような対応をいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 小中学校における臨時休業の延長について

令和2年5月11日（月）～31日（日）を臨時休業とします。

※ 臨時休業が長期化しているため、児童生徒の学年別登校を検討しています。今後の新型コロナウイルス感染状況等にもよりますが、登校日の期日や登校方法については、後日お知らせいたします。

2 預かり対応について

引き続き、お子様や教職員への感染リスクを低減する必要から、次に該当する場合を除き、「ご家庭での見守り」のご協力をお願いいたします。

○感染症対策に従事されている医療関係者等

○ひとり親家庭

※ 児童の対象要件に変更はありません。

3 部活動について

中学校の部活動実施につきましても、臨時休業期間中は中止いたします。

新宮町の子どもたちの安全・安心確保のためにも、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

新宮町教育委員会

新宮町立学校長

なにか、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

新宮町教育委員会

092-963-1739